

平成 27 年度

# 業務報告書

地方公務員災害補償基金

## 業務報告書目次

I 地方公務員災害補償基金の概要	1
1 設立年月日	1
2 根拠法	1
3 主務大臣	1
4 業務内容	1
5 組織	1
(1) 事務所の所在地	2
(2) 代表者委員会	2
(3) 役員	2
(4) 職員	3
(5) 運営審議会	3
(6) 認定の仕組み	3
(7) 業務に要する財源	4
6 主な制度等の沿革	5
II 業務の実施状況	17
1 対象団体数及び対象職員数	17
2 補償の状況	18
3 不服申立ての状況	22
4 訴訟の状況	22
5 第三者加害事案	22
6 公務災害防止事業	22
7 補償実施業務の効率化など	23
8 制度等の改正等	24
9 課題	30
III 決算の概要	31
1 普通補償経理	31
2 特別補償経理	35

# 業 務 報 告 書

## I 地方公務員災害補償基金の概要

### 1 設立年月日

昭和42年12月1日

### 2 根拠法

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

### 3 主務大臣

総務大臣

### 4 業務内容

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、全ての地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）の常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む。以下同じ。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行っています。また、併せてこれら災害の被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うことを業務内容としています。

### 5 組織

基金は、地方公共団体等に代わって統一的な補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設立された、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、いわゆる地方共同法人です。

基金は、主たる事務所である本部を東京都に置いています。また、従たる事務所である支部を都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに置いており、67支部が置かれています。

基金には、基金の最終的な意思決定機関として地方公共団体の代表者3名で構成される代表者委員会が置かれ、役員として理事長、理事4名、監事1名が置かれています。

また、基金の業務に関する地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）の変更等重要事項を審議する機関として運営審議会が置かれています。

さらに、基金が行う補償に関する決定について不服がある者からなされる審査請求を審査・裁決する機関として、本部に審査会が、支部に支部審査会が置かれています。

なお、本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な運用を図るための基準の作成及びその実施の確保を図るための業務を行っています。また、支部は、都道府県知事及び指定都市の市長の職にある者をもって充てる支部長を置き、具体的な事案についての公務災害及び通勤災害の認定、補償金額の決定及び支払等の業務を行っています。

#### (1) 事務所の所在地

##### ① 本部 〒102-0093

東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階

##### ② 支部 別表1「従たる事務所（支部）の所在地」のとおり。

#### (2) 代表者委員会

基金の最終的な意思決定機関として、代表者委員会があります。

代表者委員会は、次に掲げる事項を議決します。

##### ① 定款の変更

##### ② 地方公務員災害補償基金業務規程（以下「業務規程」という。）の変更

##### ③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

##### ④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、代表者委員会は、総務大臣の認可を受けて理事長及び監事を任命するほか、理事長が理事を任命するに当たっては代表者委員会の同意を得る必要があり、役員の解任に関しても同様の関与が規定されています。

代表者委員会の委員は、別表2のとおり、平成27年度の開催状況は、別表3のとおりです。

#### (3) 役員

基金の役員数は、6名（常勤3名、非常勤3名）です。

役員の名氏及び任期等は、別表4のとおりです。

#### (4) 職員

基金の業務に従事している職員数（平成28年3月末日現在）は、次のとおりです。

① 本部 42名

② 支部 1,090名（うち基金業務に専ら従事する職員は、108名）

なお、支部では、法律に基づき、都道府県又は指定都市の職員が支部職員として基金の業務に従事しています。

#### (5) 運営審議会

基金の審議機関として、運営審議会があります。

運営審議会は、次に掲げる事項を審議します。

① 定款の変更

② 業務規程の作成及び変更

③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて、基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議します。

運営審議会の委員は、別表5のとおり、平成27年度の開催状況は、別表6のとおりです。

#### (6) 認定の仕組み

地方公共団体等の職員が災害を受け、それが公務災害又は通勤災害によるとされる場合には、当該被災職員又はその遺族は、基金に対しその補償を請求することとなります。その主な流れは、次のとおりです。

① 被災職員又はその遺族（以下「被災職員等」という。）は、認定請求書、補償請求書及び必要書類を任命権者に提出します。

② 任命権者は、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当するかどうかの意見を付して、支部長に提出します。

③ 支部は、認定基準に基づき慎重に審査の上、公務上・外又は通勤災害該当・非該当の認定を行います。

なお、各支部間における認定業務の統一性の確保及び判断困難事案の適正処理の観点から、本部における各種基準の設定及び特定事案についての本部協議が行われています。

また、認定等に不服のある被災職員等は、支部審査会に審査請求を行うことができ、支部審査会の裁決になお不服がある場合には、審査会に対し再審査請求を行うことができます。

さらに、審査会の裁決に不服がある場合には、行政事件訴訟法により訴訟の提起をすることができることとなっています。

審査会（本部）の委員は、別表7のとおりです。

#### (7) 業務に要する財源

基金が行う災害補償等を実施するために必要な費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金によって賄われています。

負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用等を考慮して定める割合（負担金率）を乗じて得た額の合計額とされています。

また、基金の経理は、普通補償経理と特別補償経理に分けられています。このうち普通補償経理は、全ての地方公共団体等を対象とするもので、特別補償経理で賄うべきもの以外の補償及び福祉事業の実施に要する費用等を経理しています。一方、特別補償経理は、基金制度創設前から公務災害による療養に対し給与支給に替えて休業補償を行っていた団体等を対象とする経理です。これは、業務規程で定める51の団体の職員に対して行う休業補償及び休業援護金等に要する費用を経理しています。

負担金率も経理ごとに決められており、普通補償経理については定款で、特別補償経理については業務規程で規定されています。平成27度の負担金に適用される職員の区分及び負担金率は、別表8のとおりです。

平成26年度からの普通補償経理における負担金率については、平成26年度以降の新規裁定年金分について充足賦課方式を採用し将来所要見込額を支払備金に繰り入れ将来の給付に充てることとし、平成25年度以前の既裁定年金分については、既裁定年金所要額に対する支払備金の保有率に基づき支払備金を取り崩してその給付に充てることとする等、平成25年2月12日の財政委員

会答申を踏まえたものとなっています。また、負担金率の改定に当たっては、地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引き上げを複数回に分けるなど、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の取り崩しを行い、おおむね3年ごとにその改定を実施することとしています。

また、平成22年度より、任命権者の公務災害防止のための取組を促すことにより公務災害の減少を図り、併せて負担の公平を図る目的で、地方公共団体ごとの各職種別の負担金に占める給付費の割合に応じて、負担率を引き上げ又は引き下げることにするメリット制を導入しているところです。

なお、平成24年度においては、東日本大震災に係る給付費の増に対応するため、特別負担金の徴収を行いました。これに伴う地方公共団体の財政負担については、平成24年度の特別交付税により全額財政措置がなされたところです。また、この特別負担金の一部を活用し、派遣職員を含む被災地域の地方公共団体等の職員に対し「メンタルヘルス総合対策事業」を実施したところです。

## 6 主な制度等の沿革

基金は、設立と同時に主たる事務所である本部を東京都に置き、また、従たる事務所である支部を都道府県及び指定都市ごとに置き、当初52支部が置かれました。

その後、沖縄の日本への復帰に伴い、昭和47年5月15日に沖縄県支部が増設されました。また、新たに札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市及び熊本市が指定都市として指定されたことに伴い、支部が増設され、平成27年度末現在で、67支部が置かれています。

基金設立以降の主な制度等の沿革は、次のとおりです。

### (1) 補償の拡充

地方公務員災害補償法制定以来、国家公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法に基づく災害補償制度等との均衡を図るとともに、社会環境の変化に伴う公務災害の多様化等に対処した制度の創設に加え、被災職員及び遺族に対する補償内容の改善・充実に努めています。

補償の種類は、地方公務員災害補償制度の発足時においては7種類でしたが、現在では、①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、⑤介護補償、⑥遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）、⑦葬祭補償、⑧障害補償年金差額一時金、⑨障害補償年金前払一時金、⑩遺族補償年金前払一時金並びに船員のみ適用される⑪予後補償及び⑫行方不明補償の12種類となっています。

#### (2) 特殊公務災害補償制度の創設

地方公務員のうち警察職員、消防職員等の特殊公務に従事する職員は、その任務遂行に当たって、その生命及び身体に高度の危険が予測される状況にあってもその職務を遂行しなければなりません。こうしたことから、このような状況下において公務上の災害を受けた場合に公務災害補償上特別の措置を講ずる特殊公務災害補償制度が、昭和47年に創設されました。

#### (3) 通勤災害補償制度の創設

通勤途上の災害については、制度発足当初は、通勤が任命権者の支配が及ぶ等の状況にあると認められる場合を除き、災害補償の対象にされていませんでしたが、昭和48年12月1日からは、通勤災害についても災害補償の対象に加えられました。

#### (4) 福祉事業（旧福祉施設）の拡充

旧福祉施設は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域の付加的給付として発足しました。基金設立当初は、外科後処置に関する施設、休養又は療養に関する施設、リハビリテーションに関する施設、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設並びに休業援護金及び奨学援護金の支給の7種類でしたが、その後、社会経済情勢等の変化等に即応して物的給付や金銭給付の充実が図られました。平成7年8月1日からは、その実施内容を理解しやすくするため等の理由により、その名称が「福祉施設」から「福祉事業」に改められました。

現在の福祉事業は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金及



び長期家族介護者援護金の18事業となっています。

#### (5) 公務災害防止事業の創設

平成7年の地方公務員災害補償法の改正により、基金の業務として、公務災害防止事業が創設されました。これには、公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助、公務上の災害を防止する対策の調査研究並びに公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する3つの事業があります。

#### (6) 不服申立制度の改正

基金の支部長が行う補償の決定に不服がある場合には、審査請求と再審査請求の二段階の不服申立制度が設けられています。

平成8年には、審理の迅速処理を図るとともに不服申立制度の趣旨をいかすため、地方公務員災害補償法の一部改正により、次の改正が行われました。

- ① 審査請求後3か月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。
- ② 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3か月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする。
- ③ 審査会の委員を1人増員するとともに、二合議体（委員6人）の二部制とすること。

平成26年には、行政不服審査法について、関係法制度の整備・拡充を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成26年6月13日に全部改正された行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）が公布されました。併せて、地方公務員災害補償法の一部が改正され、基金の不服申立制度については、審査請求及び再審査請求の二段階制が維持されるとともに、再審査請求については訴訟との選択制に移行するなどの改正が行われました。なお、改正行審法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する規定は、平成28年4月1日に施行されました。

#### (7) 基金の地方共同法人化

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、基金は地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（いわゆる「地方共

同法人」) にすることとされました。

これを受け、基金について地方公共団体が主体となって業務運営を行うために必要な措置を講ずることを内容とする地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第135号）が公布され、平成15年10月から施行されました。

こうして、地方共同法人となった基金には、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会が設置され、これが基金の意思を決定することとなり、この代表者委員会が理事長及び監事を任命することとなりました。また、事業計画、予算及び決算に関する総務大臣の承認が廃止されるとともに、従来政令で定められていた地方公共団体の負担金率が定款で定められることとなりました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令、地方公務員災害補償法施行規則、定款及び業務規程についても、地方公共団体が主体となって業務運営を行うとする法改正の趣旨に沿った改正が行われました。

#### (8) 地方独立行政法人職員の地方公務員災害補償法の適用

平成15年には、各地方公共団体の自主的な判断に基づき、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営等の業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が制定されました。

これに伴い、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）が制定され、地方公務員災害補償法について改正が行われ、地方独立行政法人法に基づき設立される特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人の役職員についても、地方公務員災害補償法の適用対象とすることとされました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令、地方公務員災害補償法施行規則、定款及び業務規程についても、所要の規定の整備が行われました。

#### (9) 情報公開及び個人情報保護

基金は、平成15年10月1日から、地方共同法人化に伴い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象から外れることとなりました。しかし、基金の公的性格に鑑み、引き続き、国、独立行政法人等の公的機関におけ

る情報公開と同様に対応することとし、地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程等を定め、情報の公開を行っています。

また、平成17年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が全面施行されました。これに伴い、基金は、同法の定める個人情報取扱事業者として、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程等を定め、同法に基づく適正な対応を行っています。

なお、不開示決定等に対する不服の申立てについては、地方公務員災害補償基金情報公開・個人情報保護審査会（委員は、別表9を参照）を設置し、適切に対応しています。

#### (10) 通勤範囲の改定

平成18年4月1日からは、地方公務員災害補償法の一部改正により、①複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び②単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を新たに通勤災害補償制度の対象とすることとされました。

別表1 従たる事務所(支部)の所在地

(平成28年3月31日現在)

支部名	所在地
北海道支部	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6
青森県支部	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県支部	〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県支部	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県支部	〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県支部	〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県支部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県支部	〒310-0852 水戸市笠原町978-25
栃木県支部	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県支部	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県支部	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県支部	〒261-7133 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト33階(補償・経理班)
	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(審査班)
東京都支部	〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階
神奈川県支部	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県支部	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県支部	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県支部	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県支部	〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県支部	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県支部	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県支部	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県支部	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1
三重県支部	〒514-8570 津市広明町13
滋賀県支部	〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府支部	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府支部	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
兵庫県支部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県支部	〒630-8501 奈良市登大路町30
和歌山県支部	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県支部	〒680-8570 鳥取市東町1-220
島根県支部	〒690-8501 松江市殿町1
岡山県支部	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
広島県支部	〒730-8511 広島市中区基町10-52

支 部 名	所 在 地
山口県支部	〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県支部	〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県支部	〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県支部	〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県支部	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県支部	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県支部	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県支部	〒850-8570 長崎市江戸町2-13
熊本県支部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
大分県支部	〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県支部	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県支部	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県支部	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
横浜市支部	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
名古屋市支部	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
京都市支部	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
大阪市支部	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
神戸市支部	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
北九州市支部	〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1
札幌市支部	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2
川崎市支部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
福岡市支部	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
広島市支部	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
仙台市支部	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
千葉市支部	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
さいたま市支部	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
静岡市支部	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
堺市支部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1
新潟市支部	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
浜松市支部	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
岡山市支部	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
相模原市支部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
熊本市支部	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

別表2 代表者委員会委員

(平成28年3月31日現在)

氏名	構成	任期
谷本正憲	都道府県知事を代表	平成27年12月1日～平成30年11月30日
森民夫	市長を代表	平成27年12月1日～平成30年11月30日
藤原忠彦	町村長を代表	平成27年12月1日～平成30年11月30日

別表3 平成27年度代表者委員会の開催状況

開催年月日	審議事項
平成27年 4月27日	・理事の選任同意
平成27年 6月25日	・平成26年度普通補償経理決算 ・平成26年度特別補償経理決算 ・業務規程の一部を改正する規程
平成27年 7月21日	・理事長の任命
平成27年11月13日	・理事長の任命 ・理事の選任同意
平成27年12月16日	・理事の選任同意
平成28年 1月 8日	・監事の任命
平成28年 3月17日	・平成27年度普通補償経理変更事業計画及び予算 ・平成27年度特別補償経理変更事業計画及び予算 ・平成28年度普通補償経理事業計画及び予算 ・平成28年度特別補償経理事業計画及び予算 ・業務規程の一部を改正する規程 ・理事の選任同意

別表4 役員状況

(平成28年3月31日現在)

役職	氏名	任期	主要経歴等
理事長	丸山 淑夫	平成27年12月 1日 ～ 平成30年11月30日	平成27年7月就任 主要経歴：総務省自治行政局公務員部長
理事	小池 裕昭	平成28年 1月11日 ～ 平成28年 4月15日	平成28年1月就任 主要経歴：相模原市副市長
理事 (非常勤)	中西 充	平成27年12月 2日 ～ 平成29年12月 1日	平成25年10月就任 現職：東京都総務局長
理事 (非常勤)	原田 知昭	平成27年12月 2日 ～ 平成29年12月 1日	平成27年5月就任 現職：山口県防府市総務部長
理事 (非常勤)	多田 源四郎	平成26年 6月16日 ～ 平成28年 6月15日	平成24年5月就任 現職：山形県山辺町副町長
監事	遠山 義和	平成28年 2月 1日 ～ 平成30年 1月31日	平成28年2月就任 主要経歴：人事院関東事務局長

別表5 運営審議会委員

(平成28年3月31日現在)

氏名	構成	任期
福田富一	都道府県知事	平成27年12月1日～平成29年11月30日
清水庄平	市長	平成27年12月1日～平成29年11月30日
棚野孝夫	町村長	平成27年12月1日～平成29年11月30日
中井敬三	都道府県教育委員会の委員	平成27年12月1日～平成29年11月30日
渡邊佳英	都道府県公安委員会の委員	平成27年12月1日～平成29年11月30日
日野徹	地方公営企業の管理者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
福島嘉人	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
清水秀行	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
管野博	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
小林輝幸	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
品田充儀	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日
平谷英明	学識経験者	平成27年12月1日～平成29年11月30日

別表6 平成27年度運営審議会の開催状況

開催年月日	審議事項
平成27年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度普通補償経理決算</li> <li>・平成26年度特別補償経理決算</li> <li>・業務規程の一部を改正する規程</li> </ul>
平成28年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度普通補償経理変更事業計画及び予算</li> <li>・平成27年度特別補償経理変更事業計画及び予算</li> <li>・平成28年度普通補償経理事業計画及び予算</li> <li>・平成28年度特別補償経理事業計画及び予算</li> <li>・業務規程の一部を改正する規程</li> </ul>



別表7 審査会委員

(平成28年3月31日現在)

氏名	任期
井口 傑	平成28年2月10日～平成31年2月9日
寺本 明	平成28年2月10日～平成31年2月9日
村上 文	平成28年2月10日～平成31年2月9日
木寺 久	平成28年2月10日～平成31年2月9日
高木 達也	平成28年2月10日～平成31年2月9日
大野 慎一	平成28年2月10日～平成31年2月9日

別表8 職員の区分及び負担金率

(平成27年度適用分)

職員の区分	負担金率	
	普通補償経理	特別補償経理
義務教育学校職員	0.80/1000	0.10/1000
義務教育学校職員 以外の教育職員	1.11/1000	0.14/1000
警察職員	3.14/1000	0.58/1000
消防職員	2.04/1000	0.16/1000
電気・ガス・水道 事業職員	1.72/1000	0.13/1000
運輸事業職員	1.72/1000	0.31/1000
清掃事業職員	3.45/1000	0.81/1000
船員	4.81/1000	0.32/1000
その他の職員	1.14/1000	0.09/1000

別表9 情報公開・個人情報保護審査会委員

(平成28年3月31日現在)

氏名	任期
吉藤正道	平成27年11月1日～平成30年10月31日
片木 淳	平成27年11月1日～平成30年10月31日
中村次良	平成27年11月1日～平成30年10月31日

## II 業務の実施状況

### 1 対象団体数及び対象職員数

#### (1) 対象団体数

全ての団体を対象とした普通補償経理の平成28年3月31日現在の対象団体数は、都道府県47団体、市及び特別区813団体、町村928団体、一部事務組合等1,396団体、地方独立行政法人122団体の合計3,306団体となっています。

また、特別補償経理の対象団体数は、都道府県1団体、市及び特別区30団体、町村1団体、一部事務組合7団体、地方独立行政法人12団体の計51団体となっています。

#### (2) 対象職員数

##### ① 普通補償経理

平成26年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県1,578千人、市及び特別区1,044千人、町村148千人、一部事務組合等172千人の合計2,942千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員720千人、義務教育学校職員以外の教育職員426千人、警察職員280千人、消防職員160千人、電気・ガス・水道事業職員80千人、運輸事業職員27千人、清掃事業職員51千人、船員2千人、その他の職員1,196千人となっています。

##### ② 特別補償経理

平成26年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県165千人、市及び特別区189千人、町村0.2千人(248人)、一部事務組合等15千人の合計369千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員51千人、義務教育学校職員以外の教育職員40千人、警察職員44千人、消防職員32千人、電気・ガス・水道事業職員18千人、運輸事業職員22千人、清掃事業職員14千人、船員0.06千人(58人)、その他の職員148千人となっています。

## 2 補償の状況

平成27年度における認定件数並びに補償及び福祉事業の給付の状況は以下のとおりです。

### (1) 認定件数

平成27年度における公務災害及び通勤災害の認定請求の受理件数は、28,576件（公務災害25,608件、通勤災害2,968件）で、前年度に比べ、250件（0.9%）増加しています（公務災害212件（0.8%）の増、通勤災害38件（1.3%）の増）。

このうち、公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定した件数は、27,680件（公務災害24,833件、通勤災害2,847件）で、前年度に比べ、635件（2.2%）減少しています（公務災害479件（1.9%）の減、通勤災害156件（5.2%）の減）。

なお、職種ごとの認定件数は、次のとおりです。

職種別認定件数（平成27年度）

（単位：件）

区 分	公務災害	通勤災害	計
義務教育学校職員	4,370	362	4,732
義務教育学校職員以外の教育職員	2,856	315	3,171
警察職員	5,621	239	5,860
消防職員	1,246	107	1,353
電気・ガス・水道事業職員	317	82	399
運輸事業職員	180	41	221
清掃事業職員	1,089	126	1,215
船員	18	0	18
その他の職員	9,136	1,575	10,711
合 計	24,833	2,847	27,680

### (2) 給付の状況

#### ① 給付件数

平成27年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、

44,043件で、このうち補償の給付件数は、37,263件（前年度に比べ、1,027件（2.7%）の減）で、公務災害が33,182件、通勤災害が4,081件となっています。また、福祉事業の給付件数は6,780件（前年度に比べ、43件（0.6%）の減）で、公務災害に係るものが5,312件、通勤災害に係るものが1,468件となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、2,460件で、このうち補償の給付件数は、1,209件（前年度に比べ、94件（8.4%）の増）で、公務災害が1,045件、通勤災害が164件となっています。また、福祉事業の給付件数は、1,251件（前年度に比べ、99件（8.6%）の増）で、公務災害が1,065件、通勤災害が186件となっています。

## ② 給付額

平成27年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、26,118百万円で、このうち補償費が20,977百万円（前年度に比べ、320百万円（1.5%）の減）で、公務災害に係るものが17,159百万円、通勤災害に係るものが3,818百万円となっています。また、福祉事業給付費は、5,140百万円（前年度に比べ、133百万円（2.7%）の増）で、公務災害に係るものが4,132百万円、通勤災害に係るものが1,008百万円となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、642百万円で、このうち補償費は、476百万円（前年度に比べ、28百万円（6.2%）の増）で、公務災害に係るものが389百万円、通勤災害に係るものが87百万円となっており、また、福祉事業費は、166百万円（前年度に比べ、10百万円（6.5%）の増）で、公務災害に係るものが134百万円、通勤災害に係るものが32百万円となっています。

なお、普通補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表10「普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」、特別補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表11「特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」のとおりです。

別表 10 普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	17,158,839,813	80.6	3,818,488,197	79.1	20,977,328,010	80.3
	( 33,182 件 )	( 86.2 )	( 4,081 件 )	( 73.5 )	( 37,263 件 )	( 84.6 )
療 養 補 償 費	6,019,704,825	28.3	1,387,181,615	28.7	7,406,886,440	28.4
	( 28,995 件 )	( 75.3 )	( 3,067 件 )	( 55.3 )	( 32,062 件 )	( 72.8 )
休 業 補 償 費	29,002,260	0.1	2,070,959	0.0	31,073,219	0.1
	( 51 件 )	( 0.1 )	( 8 件 )	( 0.1 )	( 59 件 )	( 0.1 )
傷 病 補 償 年 金 費	126,572,573	0.6	54,764,030	1.1	181,336,603	0.7
	( 27 件 )	( 0.1 )	( 8 件 )	( 0.1 )	( 35 件 )	( 0.1 )
障 害 補 償 費	2,979,295,150	14.0	1,030,323,245	21.3	4,009,618,395	15.4
	( 1,142 件 )	( 3.0 )	( 408 件 )	( 7.4 )	( 1,550 件 )	( 3.5 )
介 護 補 償 費	60,945,511	0.3	21,792,009	0.5	82,737,520	0.3
	( 89 件 )	( 0.2 )	( 31 件 )	( 0.6 )	( 120 件 )	( 0.3 )
遺 族 補 償 費	7,902,321,824	37.1	1,313,591,419	27.2	9,215,913,243	35.3
	( 2,835 件 )	( 7.4 )	( 548 件 )	( 9.9 )	( 3,383 件 )	( 7.7 )
葬 祭 補 償 費	40,997,670	0.2	8,764,920	0.2	49,762,590	0.2
	( 43 件 )	( 0.1 )	( 11 件 )	( 0.2 )	( 54 件 )	( 0.1 )
福 祉 事 業 給 付 費	4,132,248,074	19.4	1,008,156,433	20.9	5,140,404,507	19.7
	( 5,312 件 )	( 13.8 )	( 1,468 件 )	( 26.5 )	( 6,780 件 )	( 15.4 )
休 業 援 護 金	9,669,620	0.0	808,240	0.0	10,477,860	0.0
	( 51 件 )	( 0.1 )	( 9 件 )	( 0.2 )	( 60 件 )	( 0.1 )
傷 病 関 係 給 付 費	32,348,523	0.2	15,317,338	0.3	47,665,861	0.2
	( 29 件 )	( 0.1 )	( 8 件 )	( 0.1 )	( 37 件 )	( 0.1 )
障 害 関 係 給 付 費	1,252,128,803	5.9	458,828,346	9.5	1,710,957,149	6.6
	( 1,753 件 )	( 4.6 )	( 774 件 )	( 13.9 )	( 2,527 件 )	( 5.7 )
遺 族 関 係 給 付 費	2,616,211,458	12.3	497,196,269	10.3	3,113,407,727	11.9
	( 2,951 件 )	( 7.7 )	( 588 件 )	( 10.6 )	( 3,539 件 )	( 8.0 )
そ の 他	221,889,670	1.0	36,006,240	0.7	257,895,910	1.0
	( 528 件 )	( 1.4 )	( 89 件 )	( 1.6 )	( 617 件 )	( 1.4 )
合 計	21,291,087,887	100.0	4,826,644,630	100.0	26,117,732,517	100.0
	( 38,494 件 )	( 100.0 )	( 5,549 件 )	( 100.0 )	( 44,043 件 )	( 100.0 )
割 合	%		%		%	
	81.5		18.5		100.0	
	( 87.4 )		( 12.6 )		( 100.0 )	

別表 1 1 特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	388,973,738	74.4	86,954,637	72.9	475,928,375	74.1
(休業補償費)	( 1,045 件 )	( 49.5 )	( 164 件 )	( 46.9 )	( 1,209 件 )	( 49.1 )
福 祉 事 業 給 付 費	133,700,696	25.6	32,341,354	27.1	166,042,050	25.9
(休業援護金)	( 1,065 件 )	( 50.5 )	( 186 件 )	( 53.1 )	( 1,251 件 )	( 50.9 )
合 計	522,674,434	100.0	119,295,991	100.0	641,970,425	100.0
	( 2,110 件 )	( 100.0 )	( 350 件 )	( 100.0 )	( 2,460 件 )	( 100.0 )
割 合	%		%		%	
	81.4		18.6		100.0	
	( 85.8 )		( 14.2 )		( 100.0 )	

### 3 不服申立ての状況

平成27年度において、支部審査会に対してなされた審査請求件数は186件、処理された事案は165件で、内訳は裁決159件（却下5件、棄却128件、取消し22件、一部取消し4件）、取下げ6件です。また、審査会に対してなされた再審査請求件数は65件、処理された事案は57件で、内訳は裁決57件（却下2件、棄却52件、取消し3件）、取下げ0件です。

平成27年度末における審理中件数は、支部審査会158件、審査会34件となっています。

### 4 訴訟の状況

地方公務員災害補償法によって行う補償に関する決定は、行政事件訴訟法による訴訟の対象とされ、補償の決定に不服がある者は、原則として、審査請求及び再審査請求に対する審査会の裁決を経て、訴訟を提起できることとされています。

平成27年度において新たに提起された訴訟は15件、判決が言い渡された事件が24件、請求が取り下げられた事件が1件となっています。また、年度内に終結した事件は9件で、平成27年度末における訴訟係属件数は35件となっています。

### 5 第三者加害事案

平成27年度に第三者加害事案（公務災害又は通勤災害として認定された事案のうち、その災害が第三者の行為によって生じたもの）として認定した件数は、2,846件で、前年度に比べ311件（9.9%）減少しています。

### 6 公務災害防止事業

(1) 平成27年度に実施した公務上の災害を防止する事業の実施状況は、次のとおりです。

#### ① 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が行う「学校給食事業安全衛生管理セミナー」「清掃事業安全衛生管理セミナー」「安全管理研修会」「消防職員惨事ストレス研修会」「病院等における災害防止対策研修会」「警察職員安全衛生セミナー」「新任安全衛生担当者基本研修会」「学校における安全衛生管



理者研修会」「メンタルヘルス・マネジメント実践研修会」「職場環境改善アドバイザー派遣事業」「重大公務災害防止対策セミナー」「職場巡視・安全衛生点検セミナー」「職場の衛生管理研修会」「ストレスチェック制度導入マニュアル作成事業」及び「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」への援助を実施しました。

② 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

「公務災害の発生状況等の調査に関する報告書の作成事業」「公務災害防止優良事例調査事業」を、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し、「公務災害発生要因等分析調査」を本部で実施しました。

③ 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

「公務災害防止啓発映像教材制作事業」「アドバイス活用危険予知トレーニング促進事業」を、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し実施しました。

(2) (1)のほか、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス総合対策事業」を以下のとおり実施しました。

「ストレスチェック」「カウンセリング」「メンタルヘルスセミナー」等を(株)アドバンテッジリスクマネジメント及び(株)フィスメックに委託し、調査研究事業を立正大学に委託しました。また、地方公共団体等が独自に実施するメンタルヘルス対策事業に対し資金助成を行いました。

## 7 補償実施業務の効率化など

基金では、被災職員の公務・通勤災害認定等情報を情報システムにより処理することによる補償実施業務の効率化を目的として、平成13年度から「基金業務総合処理システム」を運用し、事務の一体的な処理、各種データ分析の迅速化などが図られています。

当該システムについては、平成21年1月に策定した「基金災害補償業務及び情報ネットワークに係る業務・システム最適化計画」に基づき、業務アプリケーションのウェブ化、文書管理・ナレッジシステムによる補償等事例の共有化、エラーチェック機能の強化等を行うシステム更改を平成23年度に実施し、更なる業務の効率化を図ったところです。

また、基金本部・支部間における情報共有・連絡を図ることを目的として、「基金情報処理ネットワークシステム」（基金LAN）を平成9年度から運用しているところですが、上記最適化計画に基づき、データセンタによるサーバの集中管理、生体認証の導入等によるセキュリティ対策の強化を中核とするシステム更改を平成22年度に実施しています。

平成27年度においては、現行基金情報システムのハードウェアの老朽化及び一部のソフトウェアのサポート期限切れに対応する必要から、情報システムの更改を実施し、平成27年5月から本稼動しています。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき、平成29年7月から受給権者の年金情報等の照会・提供を情報システムを介して外部の行政機関と実施するための情報システム構築作業を進めています。

## 8 制度等の改正等

平成27年度における制度等の改正は、次のとおりです。

### （1）スライド率等の改正〔総務省告示の一部改正〕

＜平成27年4月1日から施行＞

年金たる補償に係る平均給与額の改定のためのスライド率等を定める総務省告示の改正が行われました。

### （2）住民基本台帳法施行規則の一部改正に伴う所要の規定整備〔業務規程及び理事長通知の一部改正〕

＜平成27年10月5日から施行＞

都道府県知事が委任する指定情報処理機関が行っていた本人確認情報の提供について、番号制度開始後（平成27年10月）は、地方公共団体情報システム機構が当該業務を行うことから、所要の改正を行いました。

### （3）就労保育援護金の支給対象の明示〔業務規程の一部改正〕

＜平成27年6月25日から施行＞

平成27年4月1日から幼保連携型認定こども園が新設されることに伴い、国

家公務員災害補償制度において就労保育援護金の支給対象として明示するための改正が行われたことから、所要の規定整備を行いました。

- (4) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「被用者年金一元化法」という。）の施行に伴う所要の規定整備〔地方公務員災害補償法施行令、業務規程、補償の請求書等の様式に関する規程及び企画課長通知の一部改正〕

＜平成27年10月1日（業務規程は平成27年6月25日）から施行＞  
被用者年金一元化法の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、支給額の調整の対象となる年金の追加等、所要の改正を行いました。

- (5) 地方公務員災害補償法施行令第1条に規定する職員（以下「令第1条職員」という。）に係る傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下「傷病特別給付金等」という。）の支給に際しての理事長の定める率について〔補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正〕

＜平成27年10月1日から施行＞  
傷病特別給付金等の支給について、常勤職員の場合、補償年金の額に100分の20の支給率を乗じて得た額を以て支給額を求めることとなるが、令第1条職員の場合、その支給率を理事長の定める率として別途計算する必要があることから、その計算の失念を防ぐため、所要の改正を行いました。

- (6) 勤労青少年福祉法の一部改正に伴う所要の規定整備〔地方公務員災害補償法施行規則及び業務規程の一部改正〕

＜平成27年10月1日から施行＞  
勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、職業能力開発促進法の規定に条ずれが生じることから、所要の改正を行いました。

- (7) 「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」の留意事項について〔企画課長通知の発出〕

＜平成27年12月25日から施行＞

番号利用法の施行に伴い、改正後の地方公務員災害補償法施行規則の施行日等留意すべき事項について、企画課長通知を発出しました。

- (8) 番号利用法に基づく特定個人情報の利用等のための所要の規定整備〔地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正等〕

＜平成28年1月1日から施行＞

番号利用法に基づく特定個人情報の利用等を行うため、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程の所要の改正を行うとともに、個人番号利用事務等における特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置に関する細則を制定しました。

- (9) 他法年金調整率の改正に伴う所要の規定整備〔地方公務員災害補償法施行令及び企画課長通知の一部改正〕

＜平成28年4月1日から施行＞

労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に労災年金に乗じる調整率が変更となったことから、所要の改正が行われました。

- (10) 行政不服審査法等の改正に伴う所要の規定整備

＜平成28年4月1日から施行＞

改正行審法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）及び地方公務員災害補償法（一部改正）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員災害補償基金審査会運営要領等について所要の改正を行うとともに、提出書類等の写しの交付の手数料の額等に関する規程を新たに制定するなど、所要の規定整備を行いました。

- (11) 行政不服審査法等の施行に伴う留意事項について〔企画課長通知の発出〕

＜平成28年2月23日から施行＞

改正行審法及び整備法の施行に伴い、請求者において処分があったことを知った日が施行前である場合、現行の行政不服審査法が適用され、その日が施行日後

である場合、改正行審法が適用される旨、企画課長通知を発出しました。

(12) 急性症状に限った認定の取扱いについて〔補償課長通知の発出〕

＜平成28年3月16日から施行＞

急性症状に限った認定処分に対する不服申立てについては、従来の通知において「急性症状に限って認定した処分についての不服申立てができる」と取り扱っていたところ、平成28年2月の東京地裁判決（確定）において、急性症状に限った認定は不利益処分に当たらず、処分取消を求める訴えは、訴えの利益を欠く不適法なものであるとされ却下されたことから、当該取扱いを改正する補償課長通知を各支部事務長宛に発出しました。

(13) 学校教育法の一部改正に伴う所要の規定整備〔業務規程、補償の請求書等の様式に関する規程及び理事長通知の一部改正〕

＜平成28年4月1日から施行＞

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校教育法第1条に規定する新たな学校種として、現行の小学校から中学校までの教育を一貫して行う義務教育学校が新設される（平成28年4月1日施行）ことに伴い、所要の改正を行いました。

(14) 奨学援護金に係る所要の規定整備〔業務規程の一部改正〕

＜平成28年4月1日から施行＞

国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、中学校に在学する者等に係る奨学援護金の金額を月額16,000円から月額17,000円とする改正を行いました。

(15) 通勤災害に係る特別援護金の所要の規定整備〔業務規程の一部改正〕

＜平成28年4月1日から施行＞

国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、通勤災害分に係る特別援護金の支給額の改正を行いました。

(単位：万円)

	現行額	改定後		現行額	改定後
死 亡	1,130	1,055*(▲75)	障害8級	195	190(▲5)
障害1級	975	915(▲60)	障害9級	155	155(+0)
障害2級	940	885(▲55)	障害10級	120	125(+5)
障害3級	905	855(▲50)	障害11級	90	95(+5)
障害4級	550	520(▲30)	障害12級	65	75(+10)
障害5級	470	445(▲25)	障害13級	45	55(+10)
障害6級	390	375(▲15)	障害14級	30	40(+10)
障害7級	310	300(▲10)			

※ ①遺族補償一時金の受給権者で地方公務員災害補償法第37条第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時、十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は障害等級第七級以上に該当する状態にある三親等内の親族については740(▲50)万円 ②遺族補償一時金の受給権者で、地方公務員災害補償法第37条第1項第3号に該当する者のうち、①以外の者については420(▲30)万円。

(16) 未支給の補償請求書及び未支給の福祉事業申請書の添付書類の添付義務を解除する旨の所要の規定整備 [業務規程、補償の請求書等の様式に関する規程及び理事長通知の一部改正]

＜平成28年4月1日から施行＞

労働者災害補償保険制度において、住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けられるときは、添付書類の添付義務を解除する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行いました。

(17) 行政不服審査法等の改正に伴う所要の規定整備 [補償の請求書等の様式に関する規程及び理事長通知の一部改正]

＜平成28年4月1日から施行＞

改正行審査法及び整備法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、不服

申立て二重前置の廃止、審査請求期間の延長が行われることから、請求者等に対する支給決定通知書等に記載されている審査請求等に関する教示文について、所要の改正を行いました。

- (18) 番号利用法の一部施行に伴う規定整備〔地方公務員災害補償法施行規則及び業務規程の一部改正〕

＜平成29年1月1日から施行＞

番号利用法の一部施行に伴い、①年金たる補償を受ける者が届け出る事項に個人番号が変更となった場合、新たに個人番号の通知を受けた場合の報告義務 ②休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金の請求時並びに療養の現状報告時の記載事項に個人番号を追加する旨、所要の規定整備を行いました。

- (19) 市町村立学校職員給与負担法(以下「負担法」という。)の一部改正に伴う所要の規定整備〔業務規程の一部改正〕

＜平成29年4月1日から施行予定＞

- ① 負担法の改正に伴い、義務教育学校職員の範囲を義務教育費国庫負担法第2条及び第3条で定めることになったことについて、所要の規定整備を行いました。  
② メリット制を適用する職員の区分のうち、指定都市において「義務教育学校職員」を対象とする旨、所要の規定整備を行いました。

- (20) 地方公務員災害補償基金経理事務処理要領〔理事長決定の一部改正〕

＜平成28年3月30日から施行＞

支部経費の送金回数について、四半期に分けて交付していましたが、年2回に分けて交付することになったことについて、所要の規定整備を行いました。

- (21) 介護補償に係る様式規程の一部改正〔補償の請求書等の様式に関する規程の一部改正〕

＜平成28年4月1日から施行＞

総務省告示の一部改正による介護補償の支給限度額の引上げに伴い、所要の規定整備を行いました。

## 9 課題

基金としては、今後とも次のような課題に対処しつつ、環境の変化や社会経済情勢の変化に対応し、更に迅速かつ公正な補償の実施の確保に努めていくことが必要であると考えています。

### (1) 認定事務の迅速かつ公正な実施

公務災害の認定については、認定基準に則して迅速かつ公正な認定に努めます。特に心・血管疾患、脳血管疾患、精神疾患及び精神疾患に起因する自殺、石綿による疾病等に係る公務災害認定請求の判断困難事案については、医学専門家による最新の医学的知見を徴しながら、過重な業務による強度の精神的・肉体的負担と疾病の発症機序等を踏まえた迅速・公正な認定に努めます。

### (2) 公務災害防止事業の推進

公務災害の発生を未然に防止することが極めて肝要であることから、災害発生率の高い職種及び地域の要因分析並びに災害防止対策の調査研究を進め、引き続き公務災害防止事業の推進に努めます。

### (3) 負担金率の見直し

基金の安定的な業務運営のためには、健全な財政運営の確立が不可欠であるため、平成25年2月の財政委員会答申（ポイントは以下の5点）に基づき、平成29年度の負担金率改定に向けて準備を進めていきます。

- ① 平成26年度からの新規裁定年金分について、充足賦課方式を採用すること。
- ② 平成25年度以前の既裁定年金分については、現在保有する支払備金を取り崩して給付の一部に充て、それでも不足する額については、従来どおり当該年度の負担金により対応すること。
- ③ 平成25年度以前の既裁定年金分に係る支払備金の取り崩しについては、既裁定年金所要額に対する支払備金の保有率に基づき行うことを基本とすること。
- ④ 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げを複数回に分けるなど、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の特例的な取り崩しを行うこと。
- ⑤ 負担金率の改定は、現行と同様、概ね3年毎に実施すること。



### Ⅲ 決算の概要

#### 1 普通補償経理

平成27年度の収入は、負担金258億7,485万7,832円、特別負担金1億6,369万2,656円、一部負担金1万9,800円、利息及び配当金7億8,508万3,260円、賠償金4億9,183万3,181円、有価証券益1,538万円、雑収入1億6,304万1,771円、支払備金経常戻入36億6,699万6,950円、支払備金特例戻入5億円の合計316億6,090万5,450円です。

これに対し、支出は、補償費209億7,732万8,010円、福祉事業費54億3,861万9,139円、その他72億1,984万4,949円の合計336億3,579万2,098円であり、収入と支出の差額として、19億7,488万6,648円の未処理不足金が生じます。当該不足額については全額翌年度繰越不足金となります。

#### (1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表12「普通補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は、次のとおりです。

##### ① 損益計算書の勘定科目

・補償費 20,977,328,010円

当年度に支払った療養補償費74億688万6,440円、休業補償費3,107万3,219円、傷病補償年金費1億8,133万6,603円、障害補償費40億961万8,395円、介護補償費8,273万7,520円、遺族補償費92億1,591万3,243円、葬祭補償費4,976万2,590円の合計額です。

・福祉事業費 5,438,619,139円

当年度に支払った福祉事業給付費51億4,040万4,507円と公務災害防止事業費2億9,821万4,632円の合計額です。なお、公務災害防止事

業費のうち1億6,369万2,656円はメンタルヘルス総合対策事業費です。

- ・役員給与 43,206,474円  
役員報酬及び諸手当です。
- ・委員給与等 41,553,657円  
審査会委員等の報酬、諸手当及び委員手当です。
- ・職員給与 316,304,078円  
本部職員の人件費です。
- ・事業運営費 1,032,342,406円  
本部及び支部における事務費です。
- ・減価償却費 5,736,522円  
固定資産の当年度分減価償却費です。
- ・開発費償却 335,817,120円  
開発費の当年度償却分です。
- ・諸支出 2,919,861円  
給付科目の変更に伴う経理間の負担調整によるものです。
- ・支払備金繰入 5,441,964,831円  
平成27年度に新たに裁定された年金受給権者に対する将来年金分の繰入れです。
- ・負担金 25,874,857,832円  
補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

- ・特別負担金 163,692,656円  
メンタルヘルス総合対策事業費の執行額と同額を前受特別負担金から振替計上したものです。
- ・一部負担金 19,800円  
当年度の通勤災害の一部負担金です。
- ・利息及び配当金 785,083,260円  
預貯金利息1,071万8,095円と資金の運用により取得した有価証券の利息7億7,436万5,165円の合計額です。
- ・賠償金 491,833,181円  
当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。
- ・有価証券益 15,380,000円  
資金の運用により取得した有価証券の償還益です。
- ・雑収入 163,041,771円  
特別補償経理からの管理費分担金1億4,088万7,932円と過年度給付費の戻入等の雑入2,215万3,839円の合計額です。
- ・支払備金経常戻入 3,666,996,950円  
平成25年度以前の既裁定年金分と平成26年度以降の新規裁定年金分の戻入れです。
- ・支払備金特例戻入 500,000,000円  
平成26年度から28年度までの3ヶ年間行われる特例的な戻入れです。
- ・不足金 1,974,886,648円  
平成27年度中における収益（収入）総額から損失（支出）総額を差し引いた

不足金です。

② 貸借対照表の勘定科目

・現 金 300円

現金の残高です。

・銀行預金 6,164,199,586円

全て普通預金です。

・仮払金 328,250円

雇用保険料の職員負担分を立て替えたものです。

・前払金 623,400円

平成28年度に実施する研修会等の会場予約金について平成27年度中に支払ったものです。

・有価証券 5,480,990,000円

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、地方債51億8,099万円とその他の有価証券3億円の合計額です。

・未達回送金 1,226,929円

平成27年度末における支部から本部への送金（賠償金、雑入）に係るものです。

・投資有価証券 53,465,860,000円

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債347億6,692万円とその他の有価証券186億9,894万円の合計額です。

・有形固定資産 16,024,224円

器具及び備品1,585万5,384円と一括償却資産16万8,840円の合計額です。

・無形固定資産 119,137,400円

電話加入権49万1,400円と保証金1億1,864万6,000円の合計額です。

・(繰延勘定)開発費 643,469,152円

基金業務総合処理システム及びLANシステムの開発分です。

・未払金 480,505円

平成27年度契約済案件の未払い分です。

・仮受金 5,082,574円

役職員給与等から源泉徴収した所得税や社会保険料等の個人負担分です。

・引当金 33,952,637円

役職員の退職手当の引当金です。

・支払備金 69,341,600,090円

平成27年度末における支払備金の総額です。

・不足金 △3,489,256,565円

平成27年度末における不足金で翌年度に繰り越されます。

## 2 特別補償経理

平成27年度の収入は、負担金5億5,611万6,880円、利息及び配当金1億4,182万3,086円、賠償金3,028万3,809円、有価証券益505万円、雑収入298万5,635円の合計7億3,625万9,410

円です。

これに対し、支出は、補償費4億7,592万8,375円、福祉事業費1億6,604万2,050円、その他1億4,088万7,932円の合計7億8,285万8,357円です。収入と支出の差額として、4,659万8,947円の未処理不足金が生じますが、当該不足額を不足金補てん積立金から戻入しています。

#### (1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表13「特別補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は次のとおりです。

##### ① 損益計算書の勘定科目

・補償費 475,928,375円

休業補償費として支払ったものです。

・福祉事業費 166,042,050円

福祉事業給付費（休業援護金）として支払ったものです。

・管理費分担金 140,887,932円

普通補償経理に対する管理費分担金として支払ったものです。

・負担金 556,116,880円

補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

・利息及び配当金 141,823,086円

預貯金利息54万5,651円と資金の運用により取得した有価証券の利息1億4,127万7,435円の合計額です。

・賠償金 30,283,809円

当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

・有価証券益 5,050,000円

資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

・雑収入 2,985,635円

過年度給付費の戻入等です。

・不足金補てん積立金戻入 46,598,947円

収入と支出の差額として未処理不足金が生じたため、不足金補てん積立金を取り崩したものです。

## ② 貸借対照表の勘定科目

・銀行預金 757,697,849円

全て普通預金です。

・有価証券 1,094,450,000円

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、全て地方債です。

・投資有価証券 9,695,560,000円

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債76億9,556万円とその他の有価証券20億円の合計額です。

・災害等補償準備金 9,854,225,822円

平成27年度末における災害等補償準備金の総額です。

・剰余金 1,693,482,027円

平成27年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

## 別表12 普通補償經理の財務諸表

### 1 貸借対照表

平成28年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	11,647,368,465	流動負債	5,563,079
現金	300	未払金	480,505
銀行預金	6,164,199,586	仮受金	5,082,574
普通預金	6,164,199,586		
仮払金	328,250	固定負債	69,375,552,727
前払金	623,400	引当金	33,952,637
有価証券	5,480,990,000	退職給与引当金	33,952,637
地方債	5,180,990,000	支払備金	69,341,600,090
その他の有価証券	300,000,000		
未達回送金	1,226,929		
固定資産	53,601,021,624	資本	△ 3,489,256,565
投資有価証券	53,465,860,000	不足金	△ 3,489,256,565
地方債	34,766,920,000	不足金	△ 3,489,256,565
その他の有価証券	18,698,940,000		
有形固定資産	16,024,224		
器具及び備品	15,855,384		
一括償却資産	168,840		
無形固定資産	119,137,400		
電話加入権	491,400		
保証金	118,646,000		
繰延勘定	643,469,152		
開発費	643,469,152		
合 計	65,891,859,241	合 計	65,891,859,241



2 損益計算書

自 平成27年4月 1日  
至 平成28年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	33,635,792,098	経 常 収 益	31,160,905,450
補 償 費	20,977,328,010	負 担 金	26,038,550,488
療 養 補 償 費	7,406,886,440	負 担 金	25,874,857,832
休 業 補 償 費	31,073,219	特 別 負 担 金	163,692,656
傷 病 補 償 年 金 費	181,336,603		
障 害 補 償 費	4,009,618,395	一 部 負 担 金	19,800
介 護 補 償 費	82,737,520	一 部 負 担 金	19,800
遺 族 補 償 費	9,215,913,243		
葬 祭 補 償 費	49,762,590		
福 祉 事 業 費	5,438,619,139	利 息 及 び 配 当 金	785,083,260
福 祉 事 業 給 付 費	5,140,404,507	預 貯 金 利 息	10,718,095
休 業 援 護 金	10,477,860	有 価 証 券 利 息	774,365,165
傷 病 関 係 給 付 費	47,665,861		
障 害 関 係 給 付 費	1,710,957,149	賠 償 金	491,833,181
遺 族 関 係 給 付 費	3,113,407,727	賠 償 金	491,833,181
そ の 他	257,895,910		
公 務 災 害 防 止 事 業 費	298,214,632	有 価 証 券 益	15,380,000
公 務 災 害 防 止 事 業 費	134,521,976	有 価 証 券 益	15,380,000
メンタルヘルス総合対策事業費	163,692,656		
役 員 給 与	43,206,474	雑 収 入	163,041,771
報 酬	26,326,113	管 理 費 分 担 金 入	140,887,932
諸 手 当	16,880,361	雑 入	22,153,839
委 員 給 与 等	41,553,657	支 払 備 金 戻 入	3,666,996,950
報 酬	18,912,000	支 払 備 金 戻 入	3,666,996,950
諸 手 当	13,373,357	支 払 備 金 経 常 戻 入	3,666,996,950
委 員 手 当	9,268,300		
職 員 給 与	316,304,078	支 払 備 金 戻 入	500,000,000
基 本 給 当	165,487,678	支 払 備 金 戻 入	500,000,000
諸 手 当	150,816,400	支 払 備 金 特 例 戻 入	500,000,000
事 業 運 営 費	1,032,342,406		
旅 費	11,724,215		
需 用 費	325,429,326		
支 部 経 費	695,188,865		
減 価 償 却 費	5,736,522	不 足 金	1,974,886,648
減 価 償 却 費	5,736,522		
開 発 費 償 却	335,817,120	不 足 金	1,974,886,648
開 発 費 償 却	335,817,120	不 足 金	1,974,886,648
諸 支 出	2,919,861		
諸 支 出	2,919,861		
支 払 備 金 繰 入	5,441,964,831		
支 払 備 金 繰 入	5,441,964,831		
新規裁定年金分繰入	5,441,964,831		
合 計	33,635,792,098	合 計	33,635,792,098

### 別表13 特別補償經理の財務諸表

#### 1 貸借対照表

平成28年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	1,852,147,849	固 定 負 債	9,854,225,822
銀 行 預 金	757,697,849	災 害 等 補 償 準 備 金	9,854,225,822
普 通 預 金	757,697,849	資 本	1,693,482,027
有 価 証 券	1,094,450,000	剩 余 金	1,693,482,027
地 方 債	1,094,450,000	不 足 金 補 て ん 積 立 金	1,693,482,027
固 定 資 産	9,695,560,000		
投 資 有 価 証 券	9,695,560,000		
地 方 債	7,695,560,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	2,000,000,000		
合 計	11,547,707,849	合 計	11,547,707,849

## 2 損益計算書

自 平成27年4月 1日

至 平成28年3月31日

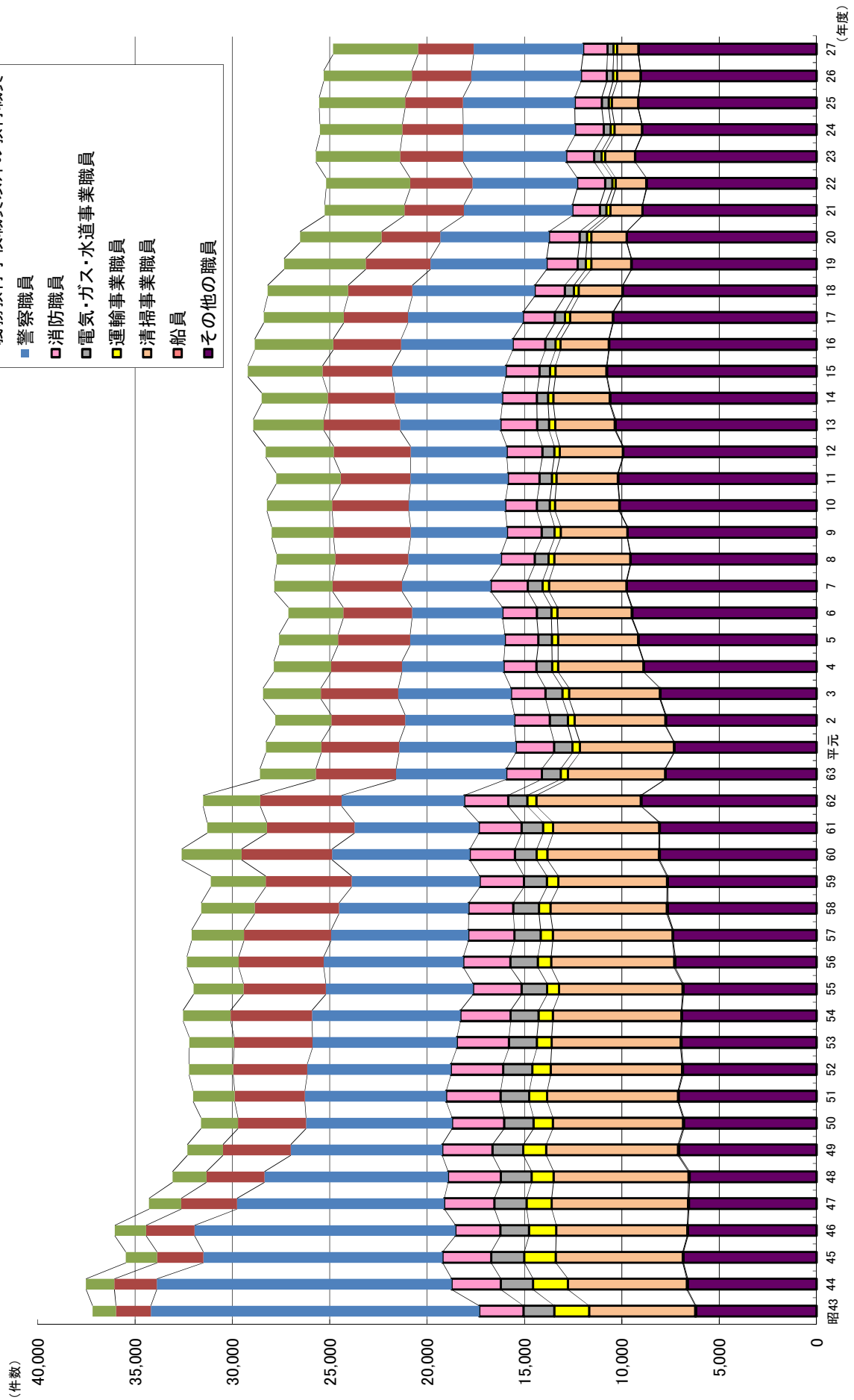
損		失		利		益	
科	目	金	額	科	目	金	額
			円				円
経	常 費 用	782,858,357		経	常 収 益	736,259,410	
	補 償 費	475,928,375		負 担 金		556,116,880	
	休 業 補 償 費	475,928,375		負 担 金		556,116,880	
	福 祉 事 業 費	166,042,050		利 息 及 び 配 当 金		141,823,086	
	福 祉 事 業 給 付 費	166,042,050		預 貯 金 利 息		545,651	
	休 業 援 護 金	166,042,050		有 価 証 券 利 息		141,277,435	
	管 理 費 分 担 金	140,887,932		賠 償 金		30,283,809	
	管 理 費 分 担 金	140,887,932		賠 償 金		30,283,809	
				有 価 証 券 益		5,050,000	
				有 価 証 券 益		5,050,000	
				雑 収 入		2,985,635	
				雑 入		2,985,635	
				不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入		46,598,947	
				不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入		46,598,947	
				不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入		46,598,947	
合	計	782,858,357		合	計	782,858,357	

## 資 料

- 1 公務上の災害として認定した件数の推移
- 2 通勤災害該当として認定した件数の推移
- 3 補償及び福祉事業の件数の推移（普通補償経理）
- 4 補償及び福祉事業の支給額の推移（普通補償経理）
- 5 補償及び福祉事業の件数並びに金額の推移（特別補償経理）

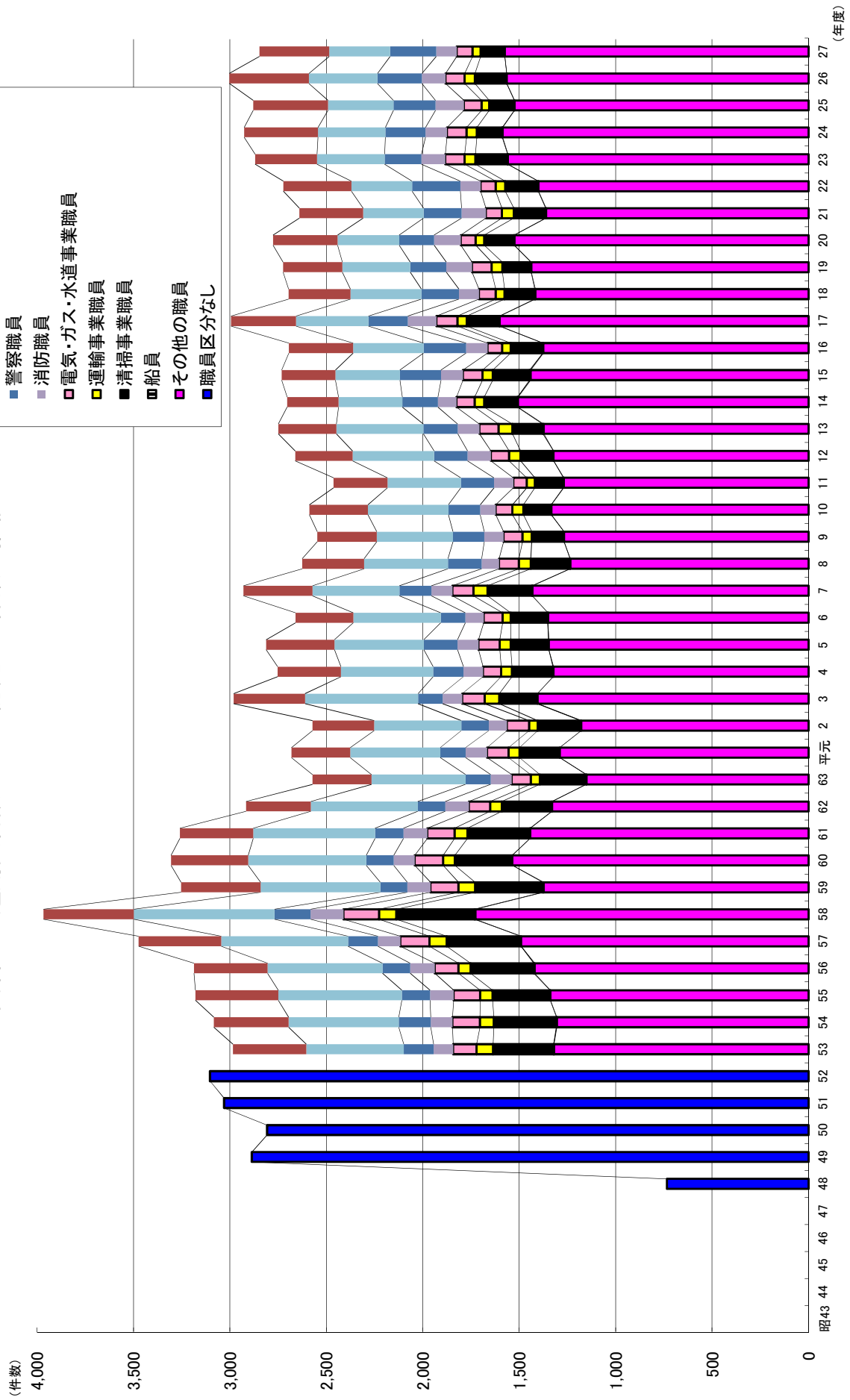
# 資料1 公務上の災害として認定した件数の推移

- 義務教育学校職員
- 義務教育学校職員以外の教育職員
- 警察職員
- 消防職員
- 電気・ガス・水道事業職員
- 運輸事業職員
- 清掃事業職員
- 船員
- その他の職員

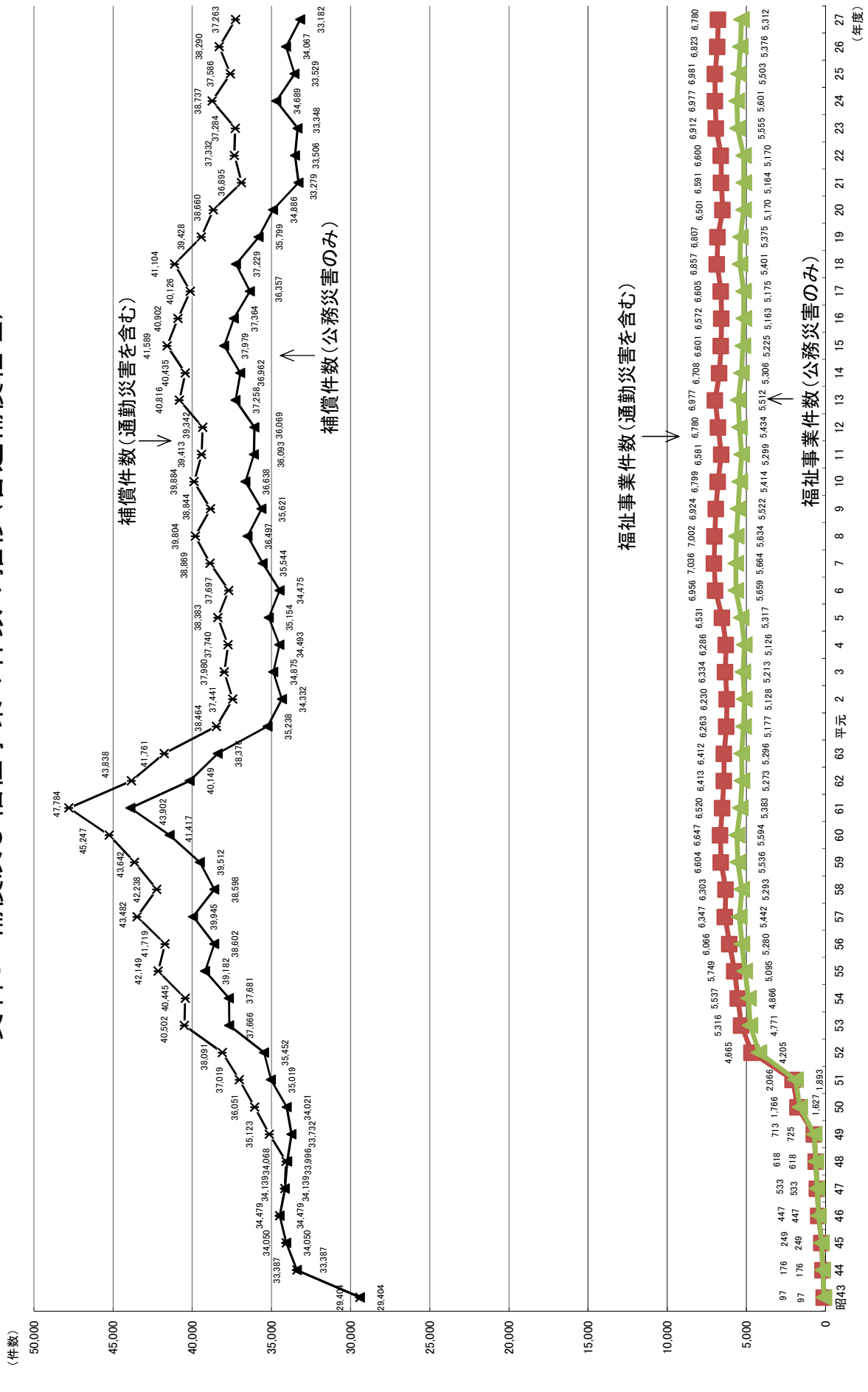


## 資料2 通勤災害該当として認定した件数の推移

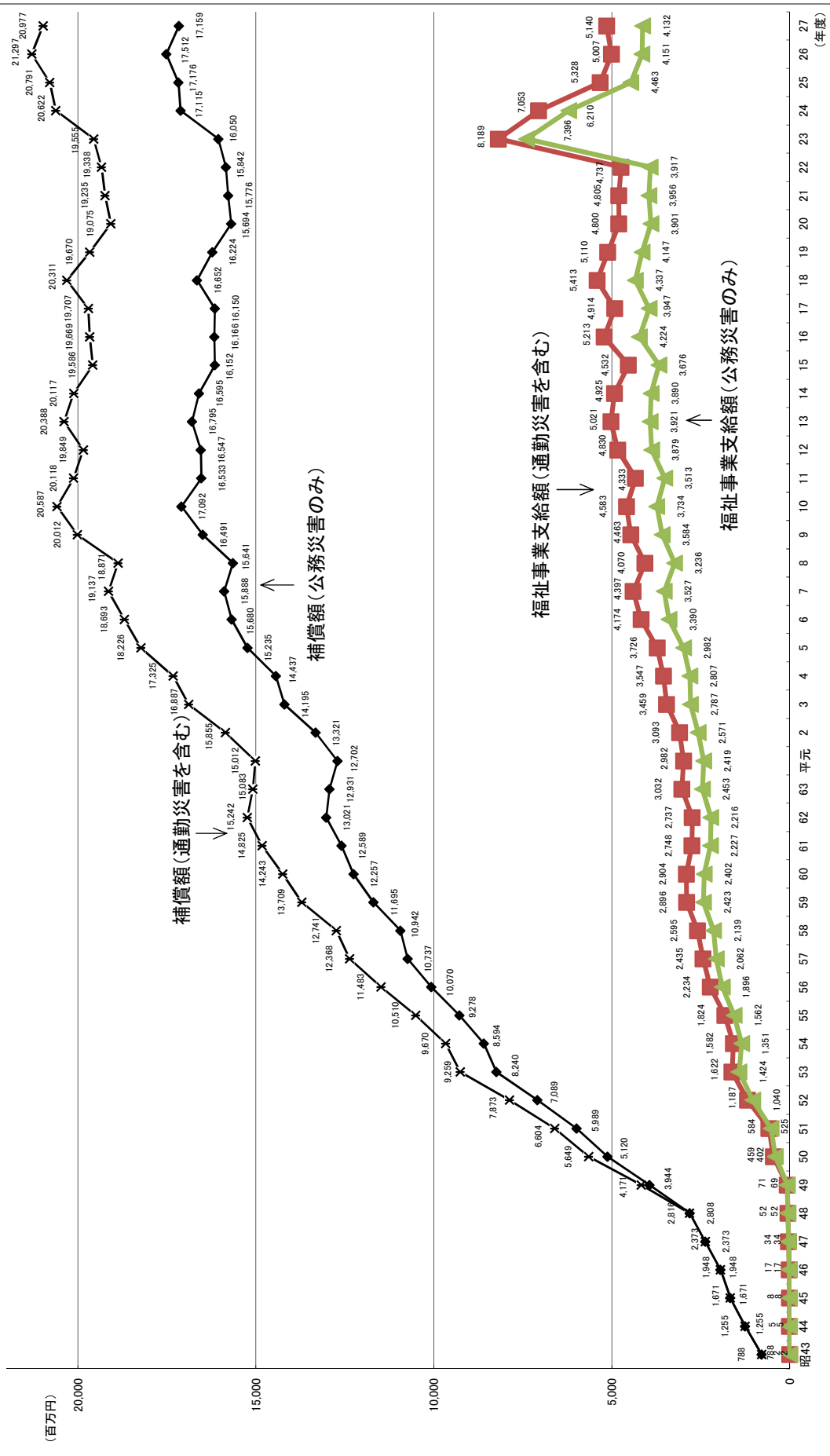
- 義務教育学校職員
- 義務教育学校職員以外の教育職員
- 警察職員
- 消防職員
- 電気・ガス・水道事業職員
- 運輸事業職員
- 清掃事業職員
- 船員
- その他の職員
- 職員区分なし



### 資料3 補償及び福祉事業の件数の推移(普通補償経理)

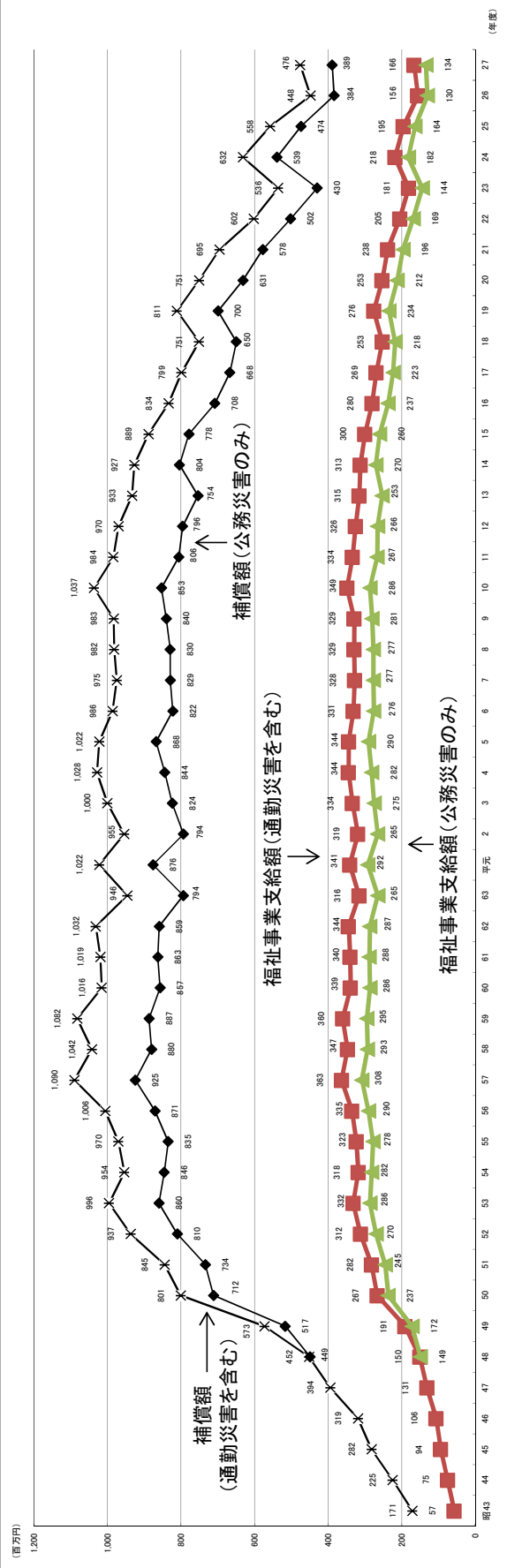
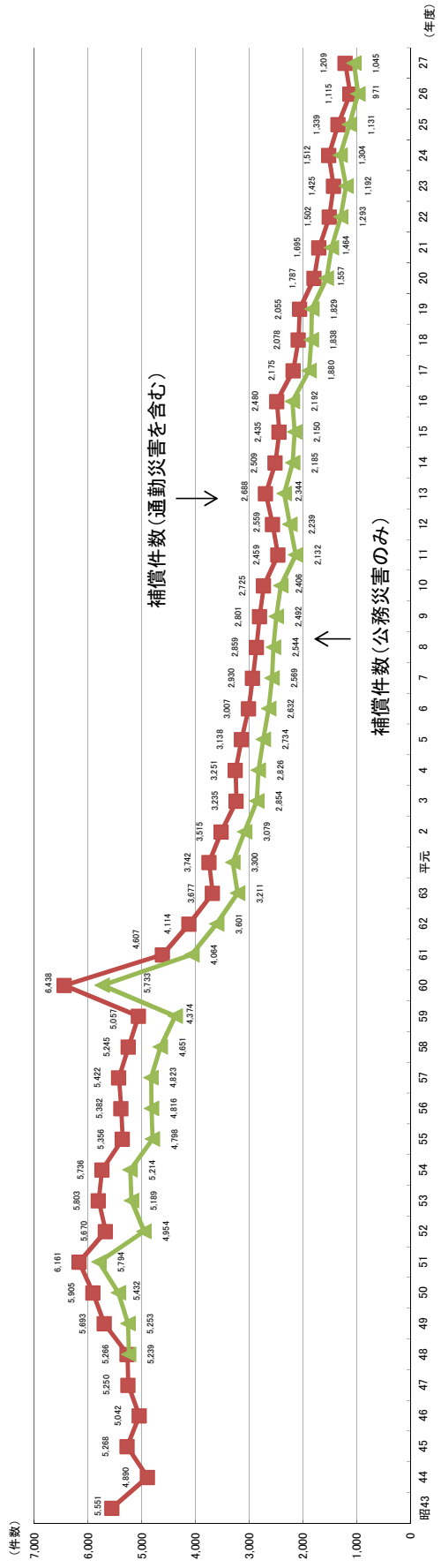


### 資料4 補償及び福祉事業の支給額の推移(普通補償経理)





### 資料5 補償及び福祉事業の件数並びに金額の推移(特別補償経理)



平成 2 7 年度  
業 務 報 告 書

---

平成 2 8 年 8 月 3 0 日 発行

地方公務員災害補償基金

〒 102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 1 6 番 1 号  
平河町森タワー 8 F

TEL 03 (5210) 1341 FAX 03 (5210) 1347  
URL <http://www.chikousai.jp>

---